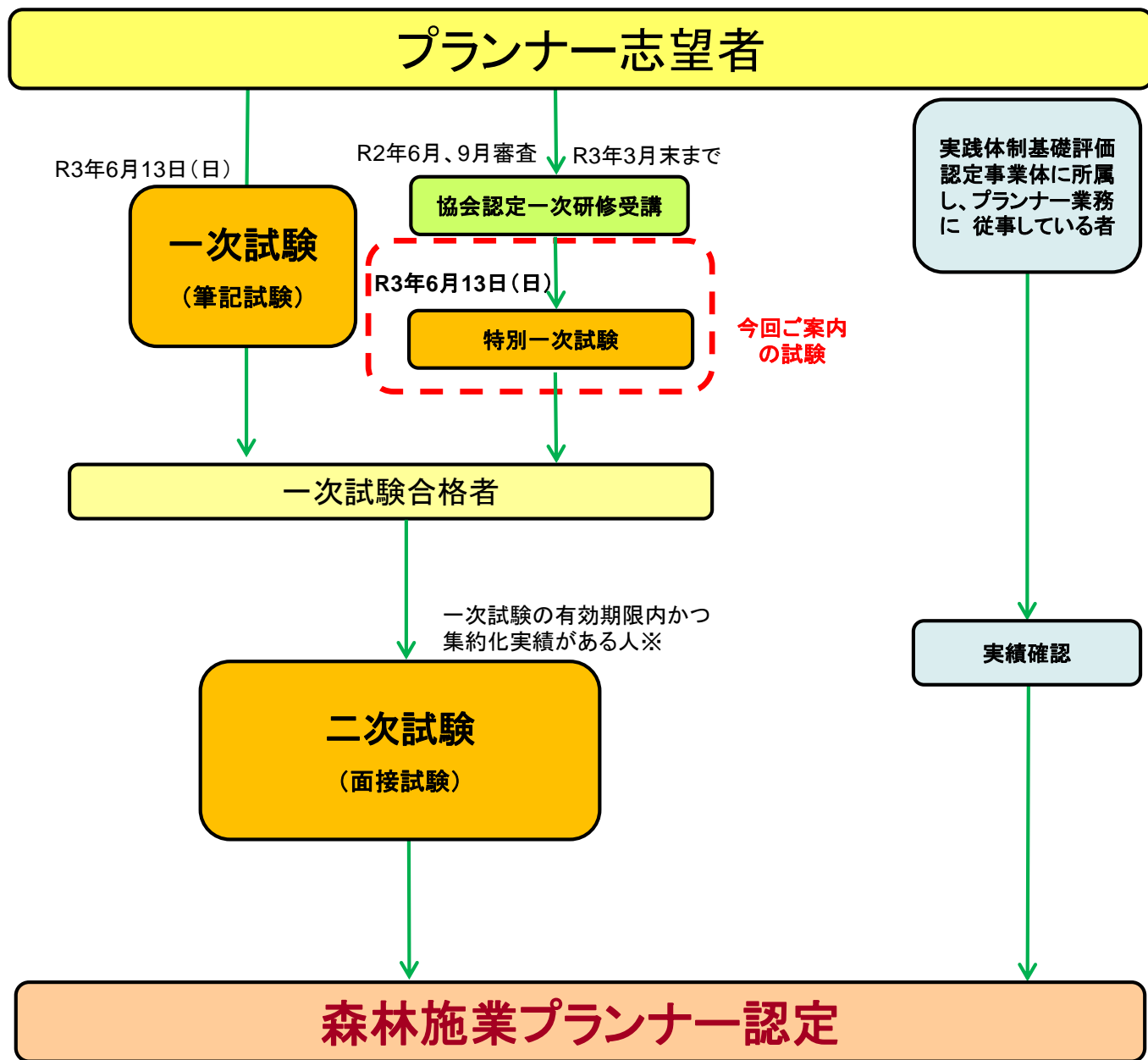


令和3年度森林施業プランナー認定取得ルート一覧



※ 協会認定一次研修受講者が、一次試験を受験することは可能です。仮に特別一次試験に不合格の場合、改めて次年度の一次試験を受験できます。(受験料は都度支払う必要があります。)

※ 過去に協会認定一次研修を修了した者は、自都道府県において特別一次試験が行われる場合に限り、特別一次試験を受験できることとします。

※ 特別一次試験の募集案内は、協会認定一次研修の研修実施主体等を通じて行います。